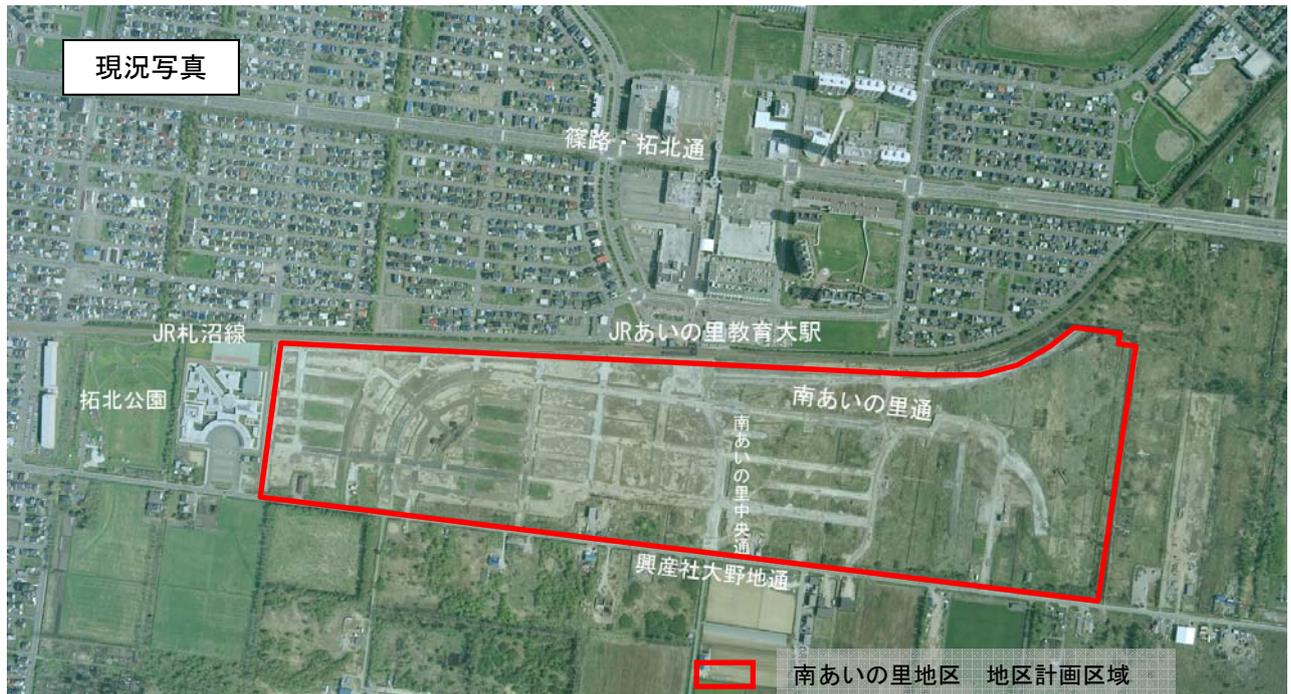


## □ 南あいの里地区に関連する都市計画の決定・変更について



### 1 概要

- (1) 位置：札幌市北区篠路町拓北の一部

《現在、組合施行の土地区画整理事業が行なわれている区域、航空写真参照》

- (2) 都市計画の変更内容

用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更

地区計画の決定

都市計画公園の決定

【南あいの里公園、南あいの里ひよこ公園、南あいの里こもれび公園】

### 2 経緯

- ・ 南あいの里地区については、平成10年に「特定保留区域」に指定
- ・ 平成15年3月に土地区画整理組合の設立認可
- ・ 計画的市街化が確実であることから、平成16年4月に市街化区域に編入
- ・ 用途地域は、市街化区域編入時に仮換地までの暫定的な対応として、第一種低層住居専用地域に指定

### 3 理由

- ・ 平成17年3月に仮換地指定が行われ、土地区画整理事業により郊外住宅地に適した土地利用の計画が確定したことから、良好な市街地環境を維持保全していくため、関連する上記の都市計画の変更を行う。